

# お知らせします。国民健康保険

保健医療課 国保年金係 ☎0824-73-1158

## 65歳以上の年金受給者の皆様へ

年金課税の見直しにより、18年度の保険税に影響がでます

平成16年度の税制改正により、65歳以上の方の公的年金等所得の算出方法が変更されました。このため、平成17年1月1日以前に65歳の誕生日を迎えられた方は、同じ年金収入でも平成18年度の所得が平成17年度より増加することになります。

保険税は所得割・資産割・均等割・平等割により算出されていますので、所得の増加に伴い、保険税が増加してまいります。

また、これまで世帯の合計所得が一定基準以下で、保険税が軽減されていた世帯でも、所得の増加に伴い、保険税が増加する場合があります。

年金課税の見直しによる保険税の急激な増額を緩和するため、平成18年度と平成19年度の2年間経過措置を講じるよう、地方税法が改正されています。

国民健康保険の被保険者が、病気やけがなどで一定額を超える高額の自己負担を支払わなければならないとなったときは、申請すれば、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として、あとから支給されます。(申請にあたっては、医療機関の領収書が必要です。)

※自己負担限度額は、年齢や世帯の市民税の課税状況などにより異なります。また、10月から自己負担限度額の変更が予定されていますので、詳しくはその時にお知らせします。

医療機関での支払いが高額で、いったん支払うことが困難な時は、無利子の貸付を利用していただける制度があります。

これは、高額療養費として支給される見込み額が10万円以上の時に、その9割を限度に庄原市国民健康保険高額の療養費貸付基金から貸付を行うものです。

高額療養費貸付の条件などについては、保健医療課国保年金係へお問い合わせください。

## 届出はお済みですか？退職者医療制度

厚生年金や共済年金を受給している人が国民健康保険に加入するとき、または既に国民健康保険に加入している人が厚生年金や共済年金を受給することになったときは、『退職者医療制度』に関する届出が必要となります。

まだ届出が済んでいない方は手続きをお願いします。

対象になる方

国民健康保険に加入する(している)人で、次の要件に両方該当される方とその被扶養者

①厚生年金、共済年金から老齢(退職)年金を受けている人で、その被保険者期間が20年以上、または40歳以降10年以上ある人

●年金証書

●国民健康保険証(すでに加入されている方のみ)

●印鑑

届出に必要なもの

●年金証書

●国民健康保険証(すでに加入されている方のみ)

●印鑑

